

所得稅・市県民稅 申告はお早めに

平成24年分所得稅の確定申告の相談および申告書の受付、25年度個人市県民稅の申告の受付期間は、土・日曜を除く2月12日（所得稅の確定申告は18日）～3月15日です。なお、贈与稅の確定申告の受付は土・日曜、祝日を除く3月15日までです。期限間近は窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。

所得稅

確定申告は西宮稅務署
(0798・34・3630)

所得稅法では、納稅者が1年間の所得金額と稅額を正しく計算して申告と納稅を行う「申告納稅制度」が採られています。次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と稅額を計算し、3月15日までに西宮稅務署に申告と納稅をしてください（納付書は稅務署、金融機関にあります）。

①給与所得者で、給与の年収が2000万円を超える人、2カ所以上から給与を受けている人

②年末調整を行った給与所得者

③事業所得や不動産所得などのある人で、昨年中の所得の合計額から、控除合計額を差し引き、その残額をもとにして計算した稅額が、配当控除額よりも多い人 など

なお、この確定申告をする人は、市県民稅の申告は不要です。

公的年金等の収入がある人へ

公的年金等の収入金額（2カ

所以上ある場合は、その合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得稅の確定申告が不要です。この場合でも、所得稅の還付を受けるための申告書は提出できます。所得稅の確定申告が不要でも、市県民稅の申告が必要な場合があります。

記帳・帳簿等の保存制度

来年1月から対象者拡大
記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から、事業所得を生ずべき業務を行う全体的な人（所得稅の申告の必要がない人を含む）にその適用が拡大されます。

贈与稅

平成24年中に贈与を受けた財産の價格の合計額が基礎控除である100万円を超えた人は3月15日までに贈与稅の申告と納稅が必要です。

郵送やインターネットで申告

確定申告期間中、所得稅・消費稅の申告書は郵送などでも提出できます。また国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp）から確定申告書等を作成できますのでご利用ください。

《郵送》申告書に必ず住所・氏名を記入し、所得から控除される生命保險料の証明書や源泉徴収票など各種書類を同封し、西宮稅務署へ送付してください。收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください

《インターネット》「e-Tax（国税電子申告・納稅システム）」に登録すれば、インターネットを利用して申告、納稅などが行えます

確定申告会場

稅務署以外で相談・受付

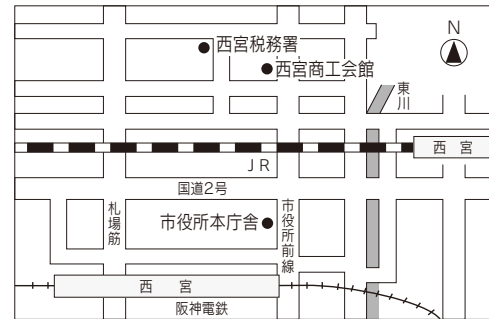
西宮稅務署では、稅務署以外でも申告書の作成相談に応じる「確定申告会場」を開設します。

各会場の対象・開設期間などは下表のとおりです。申告書の提出もできますので、ぜひご利用ください。なお、混雑時には入場制限を行う場合があります。

問合せは西宮稅務署へ。

期間 (土・日曜、祝日を除く)	対象
西宮商工会館（櫛塚町2-20）	収入が給与所得および年金所得のみの人（譲渡所得の申告をする人や住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は稅務署で申告を）
3月15日(金)までの 9:00~16:00	
アピアホール（阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階）	医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人
2月15日(金)までの 9:30~16:00	
2月18日(月)~28日(木)の 9:30~16:00	譲渡所得の申告を除く全ての人

◆西宮稅務署の休日納稅相談 2月24日(日)・3月3日(日)の午前8時半~午後5時。確定申告の相談、申告書の受付を実施。問合せは西宮稅務署へ ※通常、土・日曜、祝日は受け付けていません。この2日間は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください



市県民稅

申告は市民稅課
(0798・35・3267)

市は、市民稅課と各支所で、平成25年度の個人市県民稅申告を受け付けます。日程は左下表のとおりです。

次の条件のいずれかに該当する人は、市県民稅の申告をしてください。

ただし、所得稅の確定申告をする人は、この申告をする必要はありません（※）。

申告の際には、源泉徴収票など収入が分かるものや生命保險料、国民年金保險料の控除証明書、医療費等の領収書、障害者手帳等を持参してください。

（※）平成23年分以後の所得稅は、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告が不要になります。

従来確定申告をしていない市県民稅の申告が不要だった人も次の条件のいずれかに該当する場合、市県民稅の申告が必要になりますのでご注意ください。

《条件A》平成25年1月1日現在、市内在住者で昨年中の合計所得金額が33万円以下の人のうち、所得證明等が必要な人

《条件B》平成25年1月1日現在、市内在住者で昨年中の合計所得金額が33万円以下の人のうち、所得證明等が必要な人

《条件C》平成25年1月1日現在、市外在住者で、市内に事業所や事務所がある人

計所得金額が33万円を超える人のうち、次の①~④のいずれかを満たす人

①給与所得者で、(ア)勤務先から給与支払報告書が提出されない人、(イ)昨年中に退職または失業し、25年1月1日現在未就職の人、(ウ)雑損控除や医療費控除などを受けようとする人で確定申告をしない人など。

②昨年中の所得が公的年金等所得のみの人で、支払者に届け

③給与所得と公的年金等所得の両方またはこれら以外の所得がある人

④非上場株式等の配当のある人

なお、上場株式等の譲渡・配当所得につき源泉徴収され、確定申告不要の人でも申告をすることは可能です。ただし、申告をすることで合計所得金額が増える場合がありますので、慎重に判断してください

《条件B》平成25年1月1日現在、市内在住者で昨年中の合計所得金額が33万円以下の人のうち、所得證明等が必要な人

《条件C》平成25年1月1日現在、市外在住者で、市内に事業所や事務所がある人

身体障害者手帳の交付を受けている人や、介護保險の要介護認定を受けていて、市か

ら「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができる人などは、確定申告または市県民稅の申告をすることで、障害者控除を受けられる場合があります。

住宅ローン控除

市県民稅の住宅ローン控除が適用される条件は、所得稅の住宅ローン控除が適用され、平成11年~18年または21年~25年に入居し、控除可能額のうち所得稅から控除しきれない額がある場合です。22年度以後、市への独自の申告は原則不要となっています（11年~18年に入居した人で、退職、山林所得がある場合や平均課稅を適用されている場合は問合せを）。

ただし、所得稅における給与所得の年末調整による控除（給与支払報告書への記載も必要）または、確定申告書への記載が必要で

住宅ローン控除が年末調整により所得稅から控除されず、かつ住宅ローン控除の記載のある確定申告書等が市県民稅の納稅通知書等送達までに提出されない場合、遅れて手続きをしても市県民稅の住宅ローン控除の適用はできませんのでご注意ください。

円です。

①新契約：一般生命保險料控除、介護醫療保險料控除、個人年金保險料控除（それぞれ適用上限額は2万8000円）があります

②旧契約：従前と同様の一般生命保險料控除、個人年金保險料控除（それぞれ適用上限額は3万5000円）が適用されます

市県民稅

稅制改正の要点を紹介



稅法や條例の改正により、平成25年度から変更になる市県民稅の主なポイントは次のとおりです。

生命保險料控除の改組

平成24年1月1日以後に締結した保險契約（新契約）とそれより前に締結した保險契約（旧契約）との区分、介護醫療保險料控除の新設がなされ、全体の適用上限額は従前と同じく7万